主

第12483号

要 目

次

示

都市計画道路の変更 土地改良区定款の変更認可(二件)

道路の供用開始 (二件) 道路区域の変更 (二件)

公安委員会告示

昭和六十年千葉県公安委員会告示第一号の一部を改正する告示

昭和四十八年千葉県水道局告示第三十号の一部を改正する告示 水道局告示

漁業法に基づく公聴会の開催 海区漁業調整委員会告示

0

環境影響評価準備書の送付及び縦覧等

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

都市計画道路の関係図書の縦覧

公共測量の実施 (三件)

0

公共測量の終了 (三件)

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

特定調達公告

入札公告

告

示

千葉県告示第五十九号

郷土地改良区の定款の変更を平成二十二年二月八日付けで認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 香取市

平成二十二年二月十六日

平成 22 年 2 月 16 日

千葉県知事

木 栄

治

例

平. 成 22 年 2 月 16

定

日

千葉県告示第六十一号

条第一項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八 野田都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十二年二月十六日

都市計画の種類及び名称

野田都市計画道路三・四・一六号尾崎中里線

都市計画を定める土地の区域

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を次

のとおり変更した。

成二十二年二月十六日から三週間、 縦覧に供する。

道路の種類 一般国道

七 七 路線名 四百十号

変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
南房総市安馬	前	七・四〇メートルから	二一六・五〇メートル
谷字芳賀二、		一〇・三〇メートルまで	
六三二番二地	後	九・〇〇メートルから	二一六・五〇メートル
先から二、六		二二・二〇メートルまで	
二一番一地先			
まで			

千葉県告示第六十号

部土地改良区の定款の変更を平成二十二年二月八日付けで認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

香

取市

平成二十二年二月十六日

千葉県知事

鈴 木

栄

治

千葉県知事 鈴 木

栄

治

野田市尾崎字尾崎前、字清水及び字堂山の各一部の区域

千葉県告示第六十二号

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房地域整備センターにおいて、

平

平成二十二年二月十六日

六 四 兀

七

千葉県知事

鈴

木

栄

治

2483号

Ξ

成二十二年二月十六日から三週間 のとおり変更した。 縦覧に供する。

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

道路の区域を次

平

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取地域整備センターにおいて、

平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴 木

栄

治

道路の種類 県道

路線名 成田小見川鹿島港線 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

		1.1	0 147					
区間	変更の前後別	敷	地	の	幅	員	延	
香取市高萩字	前	八・一	四メ	四メートルか	ルから	9	一三二・五〇メートル	リンメ
西ノ下二九八		1 = .	一三・〇〇メートルまで	メート	トルェ	ょで		
番一地先から	後		一三・〇〇メートルから	メー	トルか	<i>b</i>	一三二・五〇メートル	インメー
五六九番一地		三二・九	· 九 九	九メートルまで	トルセ	ょで		
先まで								

千葉県告示第六十四号

月十六日から次の道路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 平成二十二年

成二十二年二月十六日から三週間、縦覧に供する。 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房地域整備センターにおいて、 平.

平成二十二年二月十六日

路

千葉県知事 鈴 木 栄

般国道四百十号 線 名 南房総市安馬谷字芳賀二、 番一地先まで 供 用 開 六三二番二地先から二、 始 0) 区 間 六二 治

千葉県告示第六十五号

月十六日から次の道路の供用を開始する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 平成二十二年

成二十二年二月十六日から三週間、 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取地域整備センターにおいて、 縦覧に供する。

平.

平成二十二年二月十六日

路

線 名 供 用 開 千葉県知事 始 区 木 栄 間 治

> 県道成田小見川鹿島港線 まで |香取市高萩字西ノ下二九八番一地先から五六九番| 地先

公 安 委 員 会 告

示

葉県公安委員会告示第2号

る法律施行条例に基づく第一種地域及び第二種地域)の一部を次のように改正する。 昭和60年千葉県公安委員会告示第1号 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す

平成22年2月16日

投め、 投める。 山市の項及び我孫子市の項中「平成17年5月26日」を「平成21年11月26日」に 日」に改め、同表柏市の項中「平成17年5月26日」を「平成21年11月26日」に 「第一種低層住居専用地域」の次に「、第二種低層住居専用地域」を加え、同表流 第一種地域の表野田市の項中「平成17年2月22日」を「平成21年11月26 千葉県公安委員会委員長 筁

日」に改め、同表柏市の項、流山市の項及び我孫子市の項中「平成17年5月26日」 平成21年11月26日」に改める 2 第二種地域の表野田市の項中「平成17年2月22日」を「平成21年11月 14

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

千葉海区漁業調整委員会告示第一号

る公聴会を次のとおり開催する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、 漁業権に係

務局に備え置いて閲覧に供する。 なお、漁業権の漁場計画 (案) については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事

平成二十二年二月十六日

千葉海区漁業調整委員会会長 小 滝 季 儀

開催日時 平成二十二年三月十七日(水) 午後一時三十分

Ξ 案件 開催場所 市川市の全部又は一部、船橋市の全部及び木更津市の一部を地元地区とする区 千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館六階六〇八会議室

漁業権の漁場計画(案)について 画漁業権並びに市川市の全部、船橋市の全部及び木更津市の一部を関係地区とする共同

五. 平成二十二年九月一日 申請期間 平成二十二年六月一日から七月二日まで

免許予定日 区画漁業権については平成二十二年八月二十日、

共同漁業権については

公述者に関する事項

漁業権漁業の経営者、漁業協同組合の関係者その他利害関係のある者 三十二トン 船橋市北部清掃工場建替事業 廃棄物焼却等施設の新設 日当たりの処理能力四百

対象事業実施区域の所在地

船橋市大神保町及び小野田町の各一部

兀 関係地域の範囲

3

文書の提出

一人五分以内とする。

2

公述時間

(団体又は機関にあっては、

団体又は一機関につき二人以内とする。

漁業権者、 公述者の

範囲

船橋市、 八千代市、 鎌ケ谷市、 印西市及び白井市

Ŧī. 環境影響評価準備書の縦覧場所、 縦覧期間及び縦覧時間

千葉県環境生活部環境政策課並びに船橋市環境部環境保全課、 柏市環境部環境保全課、八千代市安全環境部環境保全課、鎌ケ谷市市民生活部ク 船橋市北部清掃工

印西市市民経済部生活環境課及び白井市環境建設部環境課

縦覧期間 平成二十二年二月十六日から三月十七日まで(土曜日及び日曜日を除く。

午前九時から午後五時まで

環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先等 提出期限

平成二十二年四月一日まで(郵送による場合は、 同日までに到着したものに限り有

提出先

千葉市中央区市場町一番 一号 千葉県環境生活部環境政策課

意見書に記載する事項

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、 そ

意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称

環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

日本語

説明会の開催日時及び開催場所

平成二十二年三月七日 日) 午後二時から午後四時まで

開催場所

船橋市北部公民館 (船橋市豊富町四番地

定非営利活動法人の設立に係る認証の申

鈴

木

栄

治

平成二十二年二月三日

メーカー等の自主回収に努めること。

「市原市生活環境保全条

交通事故防止に努

警

ダンボール箱等のご

大規模小売店舗を設置

匹

意見を有する者の意見の概

店舗敷地内の「コの字型」道路は住宅内道路と隣接している為、 旨からして午前十時から午後七時にするべきである。

芸や振動が発生するので、南側に変更するべきである。 荷物搬入車による

店舗の建物(テナントを含む。)が住宅に隣接するため、 南側に変更するべきであ

4 するべきである。 住宅側から歩行者と自転車用の出入り口を設置する計画であるが、他の位置へ変更

住居に近いところにコの字型市道が作られる事により、車両により騒音、

されるにも関わらず、トステムビバ社は、住民説明会において資料及び口頭でも説明 字型道路は勾配になり、 題が生じることが懸念されるため、 居側に近い所へのテナント建設による騒音 九十度カーブが二つあるために騒音、排気ガスの課題が想定 住居側から離れた位置に移動すべきである。コの (室外機が住居側に設置される) などの問

6 とが懸念されているため、 住居に近いところに荷捌き用道路が想定されており、振動、 おける荷捌き車両が発生する騒音、 |道路を荷捌き車両用とすべきである。トステムビバ社は、住民説明会において道路 ータを伏せている。 道路を村田川側へ移動するか、現行計画されている村田川 振動のデータを提示しておらず、 騒音の問題が生じるこ 本件に関して

慮すべき事項(交通、 るのはトステムビバ関連の車両しかないため、 住居に近いところにコの字型市道が作られる計画となっており、この道路を使用す 騒音、 廃棄物等)」を達成するために、営業時間外は車両通行 「その周辺の生活環境の保持のため配

15

階に計画するなり、或いはそれが困難であるなら、ホームセンター棟の面積を減らし てでも一棟の建物として計画すべきである。あえて近隣住居に最も近い場所に建物を 建物の配置計画を見直すべきである。すなわち、計画建物を当該敷地の南側に集約 [置する現計画がこのまま実行されれば、騒音・振動・臭気・日照・交通等々の問題 村田川に平行(東西)に配置すべきである。テナント棟は、 より多く生じ、 配置計画を見直すべきである。 近隣住民が被る被害が甚大であることは明白である。したがって建 ホームセンター棟の一

.騒音値が基準値を下回っていても、 物に設置される騒音源・振動源 住居地から極力離れた場所に設置すべきである。また、これらの機器の、 (キュービクル・空調室外機・給水ユニット等) 住民に不快な環境を強いる恐れがあり、 設計段 夜

・早朝の稼動も止めるべきである

会にて公言しているが、 の実測値を測定し公表すべきである。 し、その後の対策に活かすためにも、 トステムビバ社は、営業開始前後の騒音の実測値を測定するつもりはないと、 店舗の建築 営業開始前の騒音の実測値と営業開始後の騒音 営業開始による住民の生活環境の変化を把握

店舗が午

10

立地法の

ミュレーションをすべきである。 ることによって生じる生活環境への悪影響要因であり、 十月三日のトステムビバ社の説明会では、新設される市道からの騒音、 M(浮遊粒子状物質)等の評価はされていなかったが、これらも新しく店舗が出来 それらについての評価、 排ガス、 S

とになっているが、広大な駐車場から発生する熱風、照り返し、砂塵が懸念されるた トステムビバ社の設計図によれば、 計画地の西側に千台規模の駐車場を設置するこ

駐車場を緑地化すべきである。

振動、

住

12

号現示、交差点形状(車線構成、幅員、横断歩道など)のデータを公表してそれぞれ 説明するとともに、交差点需要率の数値の意味を平易な形で示すべきである。 の妥当性の判断が困難である。従って、各交差点の方向別交通量やその設定方法、 交通に関する影響評価について、前提となる条件が十分に示されておらず評価結果 信

14 トステムビバ社の営業に伴い、住宅地内の通り抜け車両の増加が予測される。 問題が発生する前に、車両侵入防止に効果的な看板の設置、 帯にかかる朝七時からの営業を見直すべきである。また、住民と十分な協議を行い、 民の安全に驚異となり、騒音等の問題の増加も懸念される。従って、 の予防措置を講じるべきである。 に、店舗の一部が朝七時から営業することになれば、通学途上の児童を始めとする住 警備員・誘導員の配置等 通勤・通学時間 特

協議を行い、 出庫が非常に困難となり、付近の安全が確保できなくなる恐れがある。従って、 道路を横断する児童の安全が強く懸念される。 である。 勤・通学時間帯にかかる朝七時からの営業を見直すべきである。また、住民と十分な トステムビバ社の朝七時からの営業に伴い、 問題が発生する前に、警備員・誘導員の配置等の予防措置を講じるべき また、交差点周辺のマンション住民の 小学校前の道路の通過車両が増加し、 通

員・誘導員の配置等の予防措置を講じるべきである。 住民と十分な協議を行い、問題が発生する前に、来場車両の誘導経路の変更、 た、トステムビバ付近の道路の騒音・振動および事故の発生も懸念される。 (トステム交通量調査地点A)の安全性低下(車両と歩行者)が強く懸念される。ま トステムビバ社の営業に伴い、現時点でも事故が多いアーバンデュオ前の交差点 従って、 警備

トステムビバ社の歩行者・自転車用入口の設置に伴い、 転車の流れが生じ、 住民と十分な協議を行い、問題が発生する前に、事故や駐輪防止に効果 事故の発生が懸念される。また、 入口付近の駐輪も懸念され 住宅地内に全く新し

18 南中学校があることから、同店は風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法 のことである。用地から約二百メートルのところに清水谷小学校、 7十条にいう「有害図書等」にあたるような商品を扱わないようにすべきである。 :の対象外ではあるものの、 テナントとしてレンタルビデオ店が想定される関係で営業が深夜零時までになると な看板の設置、 警備員・誘導員の配置等の予防措置を講じるべきである。 その趣旨に鑑み、少なくとも千葉県青少年健全育成条例 その奥にちはら台

伴を伴わない入場を禁止するとともに、厳格な年齢確認を行うべきである。 青少年健全育成および近隣の騒音被害防止の観点から、テナントを含め、 1.十九時までとすべきである。どうしても営業時間を深夜まで設定するということで れば、十八時以降は十六歳未満、二十二時以降は十八歳未満の未成年者の保護者同 営業時間

スーパービバホーム、テナントともに、建物の構造・配置、商品陳列、 持に努めるべきである。 周辺に防犯カメラを設置し警備員を巡回させる等、十分な警備体制を取り、治安の .も含め) 駐車場内において死角を作ることのないよう努めるとともに、敷地内およ (防音壁設

27

26

る。また、万一敷地内で事件、事故が発生した場合には、必ず自治会に報告するべき 以上の青少年健全育成・防犯対策については、予防的対策を十分講じるべきであ

28

22 間の道路隣接住民は、現状でもプライバシーの侵害、その他住民環境の問題を抱えて 低差から発生するプライバシー、その他住民環境保護を十分考慮し、住民環境にあっ 遮音・遮蔽用壁を設置すべきである。敷地北東側の住民に対し、 利用する車両、歩行者からのプライバシー、その他住民環境保護の為、十分な植林と た植林と遮音・遮蔽用壁を考慮すべきである。ちはら台中央交差点からトステムビバ 敷地北側の住民に対し、新設の市道、荷さばき・従業員用道路、テナント、店舗を 店舗と住居との間に、植林と遮音・遮蔽用壁が計画されているが、住居地の高 荷さばき・従業員用

らに廃棄物回収車による回収作業は平日の日中(早朝を除く。)に限定するべきであ とともに、廃棄物が錯乱して臭気の問題が発生しないような対策をしっかり講じ、さ 廃棄物保管施設をホームセンター棟東側に設置するとのことであるが、敷地の北東 が懸念されることから、 住民に対して、臭気、廃棄物回収車による騒音、廃棄物錯乱によるトラブル等の問 施設の位置をホームセンター棟の南側(村田川側)に移す

を設置すべきである

出店後の人、車両の増加に伴い、更なる問題拡大は確実であり、遮音・遮蔽用

午前七時の開店時間変更が受け入れられない場合の「通学時間帯」の安全対策につい て届出事業者の考えを示すことを要望する。届出の閉店時間である午前零時は、地域 届出の開店時間である午前七時は、通学・通勤時間帯であり「子どもたちの安全を 【優先」に考える立場から、 届出事業者に対して再考されることを要望する。なお、

> 防止」対策について届出事業者の考えを示すことを要望する。 を要望する。なお、 の青少年に悪影響を及ぼす危険があることから、閉店時間を午後七時に変更すること 午前零時の閉店時間変更が受け入れられない場合の 「青少年非行

ては、「千葉県青少年健全育成条例」を遵守するよう要望する。 こでは、 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第二十八条第一項による「学校(こ んではならない」を遵守するよう要望する。合わせて、「テナント」出店業者につい 届出事業者が設置しようと計画している「テナント」出店業者については、 市原市立清水谷小学校)の周囲二百メートルの区域内においては、これを営

事業者の責任制を要望する。 者が「テナント」出店業者を指導するなど責任を持って、これを遵守させるなど届出 前項の内容については「テナント」出店業者にすべて任せるのではなく、 届

犯カメラなどの設置による警備体制の強化を要望する。 設計を要望する。前述同様であるが、 青少年が連れ込まれることを防止する観点から、周囲より死角とならない建物配置 周囲より死角となる場所が存在する場合は、防

回提出の地域における意見、要望について、県として地域の声を届出事業者に示すこ とならない対策を届出事業者はじめ所轄する警察にも考えを示すように要望する。今 害を受けております。早朝・深夜営業店舗の進出によるこれら「暴走族」のたまり場 とを要望する。 ちはら台地域は道路整備が進んでいることから、深夜時間帯に「暴走族」の騒音被

説明会資料中の4配慮事項4街並みづくり等への配慮について

29

建築物の外観・屋根及び工作物の色彩は、原則として原色を避け周辺の環境と調 した落ち着きのある色調又は明るい色調とします。 和

敷地内には多めに植栽を実施し、街並みの形成に貢献できる施設といたします。 以

問もなかった。担当者はスーパービバホームの店舗は習志野店を見ればわかる、 と実態の乖離の問題について本説明会では、外観の色彩に関して特に説明が無く又質 づくりの景観維持に一大汚点を残すことになる 色彩が施されたらば、ちはら台(千葉街並み景観賞を受賞)及びおゆみ野地区のまち 線からもチラリと見えると云うような発言があった。しかし、もしこれら店舗と同じ

都市計画道路の関係図書の縦覧

定により、 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 平成二十二年千葉県告示第六十一号に係る野田都市計画道路の関係図書は、都市計 千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

葉県知事 鈴 木 治

平成	22 年 2	月 16 日 ()	火曜日)	Ŧ		葉	県報	第12483号	
平成二十二年二月十六日の長から通知があった。	` +		三 作業期間 平成二十二年一月二十六日から二月二十二日まで二 作業種類 公共測量(座標変換測量) 測量計画機関 南房総市	千葉県知事 鈴 木 栄 治平成二十二年二月十六日 「項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第公共測量の実施	四 作業地域 野田市全域 三 作業期間 平成二十二年一月二十五日から三月二十五日まで 二 作業種類 公共測量(ディジタルマッピング) 選量計画機関 医土交通省膜東地方整備局利格川上流河川事務所		一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十二年二月十六日 千葉県知事 鈴 木 栄 治 一 測量計画機関 市川市 千葉県知事 鈴 木 栄 治 一 測量計画機関 市川市 千葉地域 市川市全域 一 作業地域 市川市全域 市川市 市村市会域 市村市会社会域 市村市会社会域 市村市会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会	公共測量の実施
伊藤恭一 理事長の氏名	平成二十	和市再開発法の	市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所	三 作業期間 平成二十一年十二月十六日から平成二十二年一月二十九日まで二 作業種類 公共測量(空中写真撮影) - 測量計画機関 柏市	千葉県知事 鈴 木 栄 治の長から通知があった。	項の規定により測量法(昭和二公共測量の	四 作業地域 旭市全域 三 作業期間 平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月十九日まで 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影) 一 測量計画機関 旭市	上でである。 一で業地域 千葉市稲毛区宮野木町 一工項の規定により、次の公共測量は平成二十一年三月十九日に終了した旨測量計画に現の規定により、次の公共測量は平成二十一年三月十九日に終了した旨測量計画と 大き	測量計画機関

2 483号 年

平成22年2月16日

特 定 調 達 公

告

理事長の住所

柏市柏七丁目六番三二号

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する,

千葉県がんセンター長 中川原

丰

入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 千葉県がんセンターで使用する電力

予定電力量

6,

8 1

0,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による

(3)履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日

(5) 入札方法 (4) 履行場所 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ 千葉市中央区仁戸名町666番地2 千葉県がんセンター

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税 ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

含むことができる。)。 契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、各社において設定する契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する (同一月においては単一のものとする。)を併せて記載すること(小数点以下を

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により 難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる

入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

(2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、物品におい てAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入 札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止

(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止を受けている日が含まれない

等基準

第

(5)電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

.6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業 業者の届出を行っている者であること。 者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事

ω 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 務局管理課 電話043(264)5431 内線2130 〒260-8717 千葉市中央区仁戸名町666番地2 千葉県がんセンター事

ba. lg. jp/portal/index. php 電子入札システムのURL 千葉県電子入札システム https://www.epr.pref.chi-

3) 入札説明書の交付期間 平成22年2月16日から3月11日まで(千葉県の休日 午前9時から午後5時まで に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の

(4) 入札書の受領期限

イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成22年3月30日午後5時 電子入札システムによる場合の提出期限 平成22年3月30日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 平成22年3月31日午後1時30分 千葉県がんセンター 東1階会議室

その街

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県がん に応じなければならない。 センター長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それ

(4) 入札参加資格の確認等

資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認 を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する

(ア) 提出期限 平成22年3月12日午後5時まで

(イ)提出先 3 (2)電子入札システムのURLに同じ

この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1)に示す場所 出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札 に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、 において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提 ることができない この一般競争入札に参加す

	第12483号	Ŧ	葉	県	報	平成 22 年 2 月 16 日 (火曜日)	_
購 読 料							
本 月 決 め							
一 部 部 箇 月 一							
九〇〇円(送料を含む。)							
<u>発</u> 一 定 行							
一部売り申し込み先定期購読申し込み先発行・発行者「千葉市中央区市場町一番一号							
← 葉← 葉← 및← 및← 및							
五五八二県							